

令和5年度及び令和6年度モーリシャス共和国ブルーエコノミー開発 中核人材育成プログラムにかかる博士後期課程 修学支援募集要項

1. 趣旨

インド洋西部に位置するモーリシャス共和国は、海運を通じた通商・貿易活動の要地であり、経済発展を実現してきた。しかしながら、将来を見据えた有効な活動、計画を立案し、推し進める人材が限られているのが現状であり、海洋資源の持続可能な利用に基づいた経済開発、「ブルーエコノミー開発」を軸に開発していこうとするモーリシャス共和国にとって、高度な海洋資源利用の知識を持った高度人材の探索、育成は急務である。

本件は、「公益信託 商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金」を原資とし、モーリシャス共和国における高度な海洋資源利用の知識を持った高度人材の育成を進めるため、本学博士後期課程のうち、下記条件を満たす者に対して資金的にサポートし、本学院の理念にあるように海洋・生命・産業に関する教育により、高度な研究能力、広い視野、地球規模の行動力を持つ、創造的で意欲ある人材養成を行うとともに、上記ブルーエコノミー開発に貢献することを目的とするものである。

2. 応募資格

以下の全ての要件に該当する者であること。

- ①本学院博士後期課程に2023年4月に入学した者または2023年10月及び2024年度に入学希望の者
(ただし、2023年10月以降の入学希望の者は、入学試験に合格することが条件)
- ②モーリシャス共和国における持続可能な海洋資源利用に基づいた開発にかかわる研究を行っていること。
- ③博士の学位取得後、モーリシャス共和国での継続的な研究・開発・普及活動を行うこと。
- ④英語または日本語の読み書きができること。

3. 助成期間

本学院博士後期課程 在学期間中の最大3年以内

4. 募集人員

2名

5. 募集期間

2023年6月7日～2023年6月21日

6. 助成内容

次の①②の経費を支給する。

①修学支援金（入学料及び授業料相当額[年2回支給]）

初回、55万円支給（入学料相当額：30万円、授業料半期相当額：25万円）

2回目以降、25万円を4月と10月の年2回支給（博士後期課程在籍中の3年間）

② 調査目的で渡航する場合の日本-モーリシャス間の往復交通費

ただし、往復区間は日本とモーリシャス共和国間[経済的な最短経路]に限る。

③ 滞在にかかる費用の支給はしない。

7. 応募書類

① モーリシャス修学支援申請書（様式1）【2023年4月に入学している者が使用】

② モーリシャス修学支援申請書（様式1）【2023年10月及び2024年度に入学予定の者が使用】

③ 研究計画書（様式2）

④ 受入教員からの推薦書（様式任意）

⑤ 修了後モーリシャス開発にかかる活動を継続して行うことに関する証明書、レターなど（様式任意）

※応募書類は、英語か日本語で記載すること。

8. 応募書類の提出先

下記へメール送信してください。

北海道大学函館キャンパス事務部 学生担当

E-Mail: gakusei@fish.hokudai.ac.jp

9. 選考方法

提出された書類等に基づき、以下の基準により選考します。

① モーリシャス共和国での持続可能な海洋資源利用に基づいた開発にかかわる研究を継続的に研究・開発・普及活動を行う強い意思があること。

② 研究計画が適切であること。

③ 指導教員の推薦内容が適切であること。

④ 本学の教育研究等に大きな関心を持っていること。

⑤ 必要に応じ面接（Web利用可）を行うことがある。

10. 結果通知等

選考結果は、2023年6月下旬にメールで通知します。

11. 受給者の責務

下記①、②、③について、学年の終了日までに指導教員の確認を受け、学生担当へメール提出すること。なお、提出がない場合は、次年度の支給を停止することもある。

- ①定期的（年２回）に研究の進捗、モーリシャス現地の水産セクターや研究に関する状況や普及活動等の情報に関するニュースレターを作成し、報告すること。
- ②年度ごとの研究計画を指定の様式で提出すること。
 - ・モーリシャス修学支援 年度研究計画書（様式３）
- ③研究成果について、適切に研究が行われているか指定の様式にて報告すること。
 - ・モーリシャス修学支援 研究報告書（様式４）
- ④毎年度の学期始めに学生担当窓口で対面での在籍確認を行う。確認時期は別途通知する。

1 2. 注意事項

北海道大学の入学料・授業料減免や、その他の授業料等支援目的（生活支援目的は除く）の奨学金などを併給することはできない。

1 3. 支給の停止または取り消し

次のいずれかに該当する場合は、修学支援金の給付を廃止します。また、既に給付した修学支援金の返還を求める場合があります。

- ①休学（病気等やむを得ない場合を除く）した場合
- ②退学、卒業又は修了した場合
- ③本学の規則に違反し、又はその本文に反する行為があった場合（懲戒及び嚴重注意）
- ④修学支援金受給の辞退の申し出があった場合
- ⑤前記①～④のほか、修学支援金の給付が適当と認められなくなった場合

1 4. 本件にかかる問い合わせ先

〒041-8611 北海道函館市港町３丁目 1-1
北海道大学函館キャンパス事務部 学生担当
E-Mail: gakusei@fish.hokudai.ac.jp

以上